

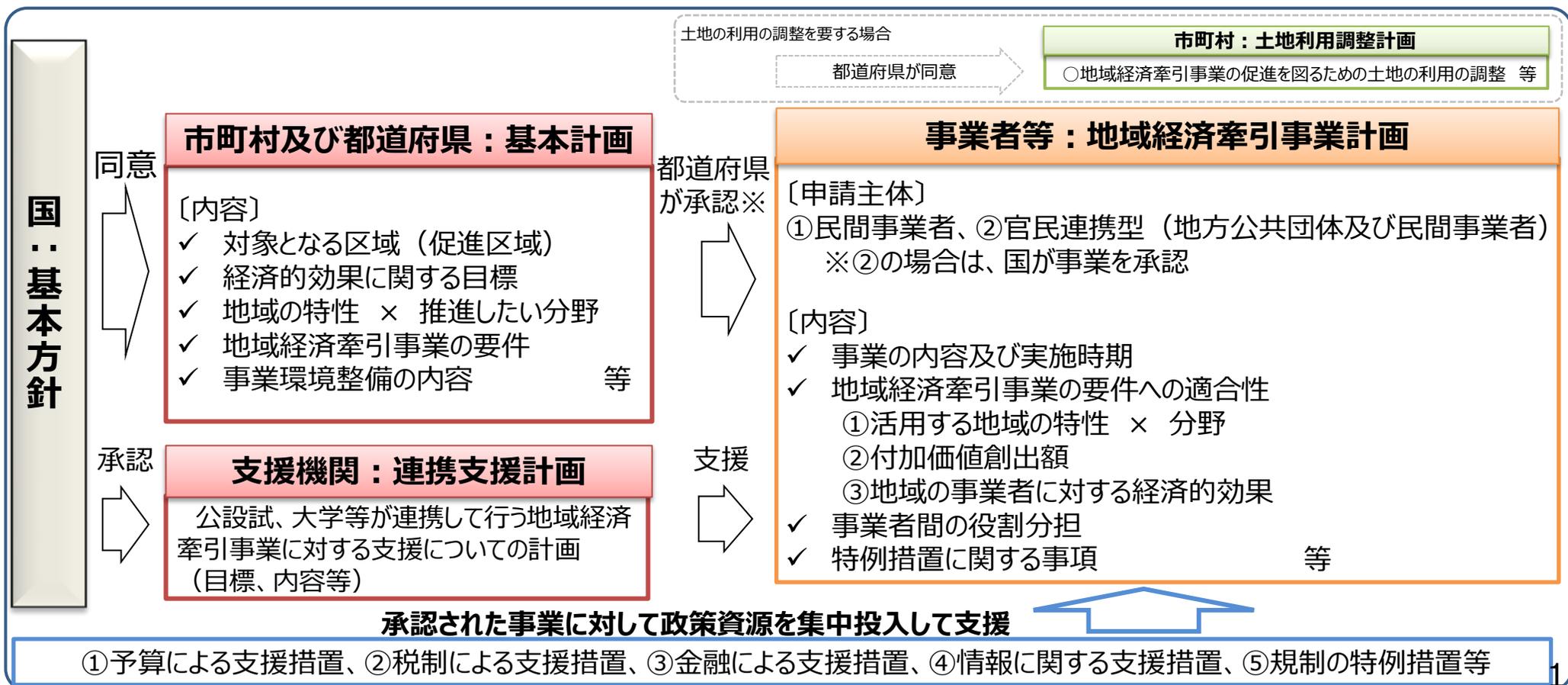
地域未来投資促進法と 地方創生推進交付金の活用について

平成30年1月
経済産業省
地域経済産業グループ

1. 地域未来投資促進法の概要 (地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するもの。

- 国の基本方針に基づき、市町村及び都道府県は基本計画を策定し、国が同意。
 - 同意された基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業（*）計画を、都道府県知事が承認。
- * 定義の要点：①地域の特性を生かして、②高い付加価値を創出し、③地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす 事業
- 国は、連携支援計画を承認し、地域経済牽引事業に対して支援を行う者【地域経済牽引支援機関】を支援。



4. 主な支援措置

① 予算による支援措置

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業

(30年度162億円(拡充))

- ・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援
 - 1) 地域未来投資促進法の計画承認を受けた中小企業が大学・公設試等と連携して行う研究開発等への補助
 - 2) 地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者が中小企業と連携して行う戦略分野の設備投資への補助
 - 3) 専門家による事業化戦略の立案や販路開拓の支援

○地方創生推進交付金の活用

(30年度1,000億円)

- ・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援(設備投資も可。申請上限数やハード事業割合の弾力化)

○平成29年度補正予算案(10億円)

- ・**共同設備**：地域未来投資促進法の承認を受けた支援機関等に対して、地域で共同利用が見込まれる先端技術設備の導入や利用支援のための経費を補助
- ・**設備投資**：ものづくり補助金の採択時に、地域未来投資促進法の承認案件を優先採択する。
- ・**ITツール**：サービス等生産性向上IT導入支援補助金と連携

② 税制による支援措置

○課税の特例

- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置
 - ✓ 機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除
 - ✓ 建物等：20%特別償却、2%税額控除

○地方税の減免に伴う補てん措置

- ・固定資産税等を減免した地方公共団体に減収補てん

③ 金融による支援措置

○資金供給の円滑化

- ・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期(20年、7年以内)かつ固定金利での融資
- ・地域経済活性化支援機構(REVIC)、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設・活用等

④ 情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供

- ・地域経済分析システム(RESAS)等を活用

⑤ 規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

- ・工場立地法の緑地面積率の緩和
- ・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案の創設²

4. 地方創生推進交付金における地域未来投資促進法と連携する事業の取扱いについて

＜平成29年12月22日付内閣府事務連絡 別添5に基づき作成＞

地域未来投資促進法(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)に基づく地域経済牽引事業を促進するため、地方公共団体が地方創生推進交付金を活用して行う事業については、次のとおり重点的な支援を行う。

＜要件緩和内容＞

- (1) 申請事業数の上限目安(都道府県:原則7事業、市区町村:原則4事業)を超える申請を可能とする。
- (2) 総事業費に占めるハード事業の割合が5割以上(上限8割未満)の事業について、申請事業数の上限目安(都道府県:2事業、市区町村:1事業)を超える申請を可能とする。

ただし、事業内容に個別事業者への支援が含まれる場合にあっては、下記の要件を満たす必要がある。

(1) 支援対象が地域未来投資促進法に基づき主務大臣の同意を得られた基本計画に適合するとして承認された地域経済牽引事業計画に記載された事業であること。

(2) 個別事業者への設備投資補助を行う場合にあっては、当該設備投資補助が地方公共団体自らの取組と組み合わせて実施され、地域への高い経済波及効果が認められるものであること。

具体的には、当該設備投資補助の実施により、個別事業者と他の事業者間での取引額、個別事業者の売上の合計額、個別事業者の雇用者給与等支払額等の合計額のいずれかが3年以内で、個別事業者への設備投資補助が総事業費の5割未満の場合は、**設備投資補助額の1.5倍程度増加すること**(ただし、個別事業者への設備投資補助が総事業費の5割以上の場合は、設備投資補助額の2倍程度増加すること)を基準とする。

事業概要

- 熊本県は、アグリ、バイオ、ヘルスケア等の「自然共生型産業」を戦略分野の一つとし、地域の強みである豊かな自然環境を活用する付加価値の高い事業への取組を促進することとしている。
- そのため、**新たな方式による未来型農業の実現や、強みのある商品の更なる生産性向上等に取り組む事業者の設備投資を支援**。また、**企業間の人的交流を促しイノベーションを創出するための社内インボーターの育成**や、**共同加工場の整備・農業版ビジネススクールの運営等による拠点形成**を併せた重層的な施策展開により、「次の地域経済牽引企業」の創出や「稼ぐ農業」への刷新を図る。

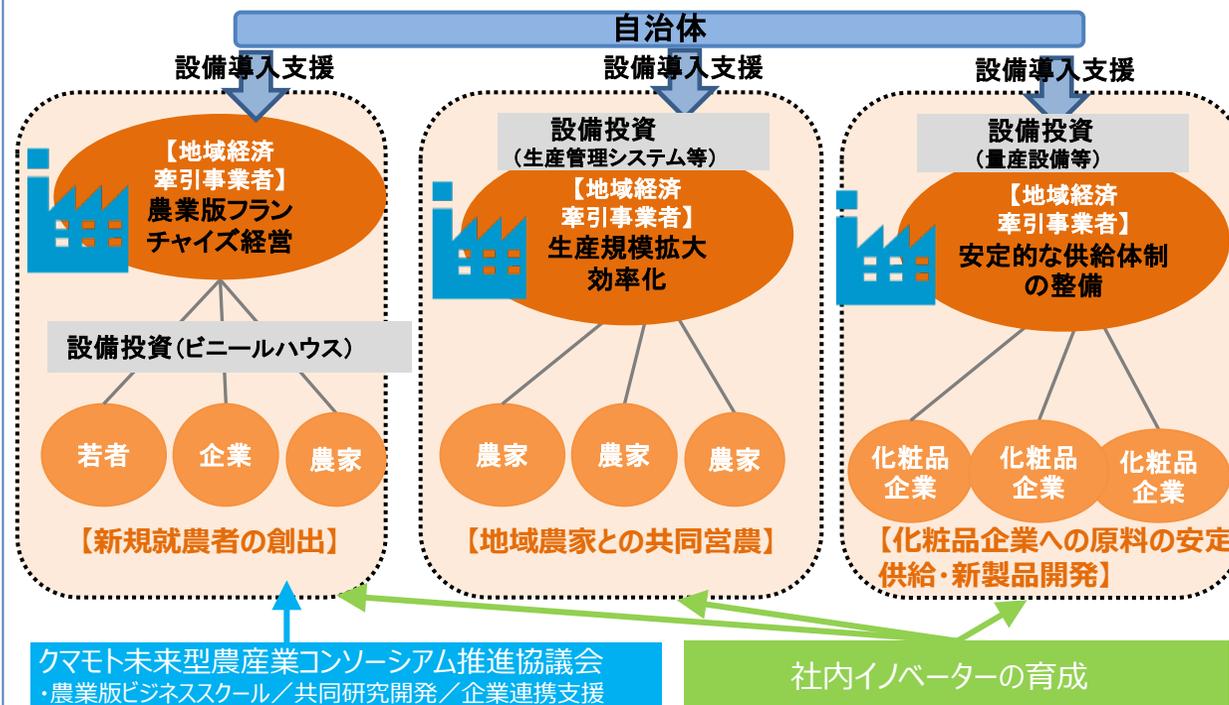
■ 事業者の役割

- 設備投資を実施し、付加価値を高めることにより、**地域への経済波及効果と雇用創出を実現する**（参画する事業者は公募により選定）。

■ 自治体の役割

- くまもと産業支援財団との連携や県の助成制度活用により、**設備投資後の販路開拓等について継続的な支援を実施**。
- 社内インボーター候補の育成や農産業コンソーシアムの活動の各種調整等、**事業の実効性を高めるためのバックアップを行う**。

自然共生型産業の先駆的ビジネスモデルの確立を支援



KPI (重要業績評価指標)

- 事業実施による新規雇用者数 (H28 0人⇒H33 100人)
- 社内インボーターの育成数 (H28 0人 ⇒ H33 20人)
- 設備投資に対する支援事業者と支援事業者との取引額が多い過半の域内の事業者の売上額、取引額又は給与支払額の合計額の増加額 (H28 0円⇒H33 2,816,000千円)

経済波及効果等

- 支援事業者及び支援事業者との取引額が多い過半の域内の事業者の売上の合計額が設備導入にかかる費用の2倍程度増加すること。

地域未来投資活用のポイント

- 地域の強みを活かした自然共生型産業の基盤強化を図るため、**革新的な取組を行う地域経済牽引事業者にターゲットを絞り、設備導入支援やビジネススクールの実施等、モデル事例の確立に向けて県・市が連携し集中的にサポート**。
- また、農業分野の経営人材育成等を推進するコンソーシアムの支援や、自然共生型産業分野の社内インボーターの育成を行い、一過性の事業ではなく**地域のイノベーションを継続的に生み出すエコシステムの形成**を目指す事業設計となっている。



(参考) 地域未来牽引企業の 選定・公表について

1. 地域未来牽引企業選定の趣旨と目的・選定方法

- 地域未来投資促進法（7月31日施行）の関連施策として、下記の目的のもと、今後の地域経済を牽引することが期待される「地域未来牽引企業」を2,148社選定・公表した。今後、地域未来投資促進法も含め、支援していく予定（国の「新しい経済政策パッケージ」等にも位置づけ。次ページ参照）。

選定の主な目的

- 選定された企業に、自らのポテンシャルを知っていただき、地域未来投資促進法の活用等により、今後の地域を牽引する事業に積極的に取り組んでいただけるような動機付けとなること。
- 自治体に、地域未来投資促進法等で支援する企業の発掘の際の参考にしていただくとともに、選定された企業に対し関連支援策の活用を促すこと。
- 地域の産学官金の関係者に、地域経済の成長の核となる企業をご認識いただき、活発な協力・連携等の自立的な取組を促すこと。

選定方法

- 高い付加価値を創出していること等について、帝国データバンクによる企業情報のビッグデータから定量的な指標
- 自治体や商工団体、金融機関等の地域の関係者からの推薦を受け付け、今後の地域経済への貢献期待等を評価

(参考)

「新しい経済政策パッケージ」(抜粋) 平成29年12月8日閣議決定

第3章 生産性革命

1. 中小企業・小規模事業者等の生産性革命

(5) 地域中核企業等による地域経済の活性化

地域未来投資促進法を活用し、全国で幅広く地域経済牽引事業が実施されるよう、3年で2000社程度の支援を目指す。各省連携により、具体的案件を掘り起こし、予算、金融、規制の特例等の支援策について必要な強化を図り、研究開発、設備投資など、地域経済牽引事業を集中的・効果的に支援する。これに向け、ビッグデータや自治体等の推薦を踏まえ、地域経済牽引事業の担い手の候補となる地域の中核企業2000社程度(「地域未来牽引企業」)を年内に選定・公表する。

「未来投資戦略2017」(抜粋) 平成29年6月9日閣議決定

Ⅲ 地域経済好循環システムの構築

1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上

(2) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、人材育成、外需の取り込みの充実強化

・本年度改正した地域未来投資促進法を活用し、地域ぐるみで地域活性化を引っ張る地域経済牽引事業について、地方創生推進交付金、税制、地域経済活性化支援機構(REVIC)・中小企業基盤整備機構等を活用したリスクマネー供給促進、データ利活用による新サービス創出、地域の課題解決につながるオープンデータ化、規制の特例、専門人材による戦略策定・販路開拓等の支援策を重点投入するとともに、新たな支援策を含め、更なる施策の展開を図る。効果的な実施に向け、地域経済牽引事業の担い手の候補となる地域の中核企業を明らかにするため、地域内外の取引等をデータ分析するシステム(RESAS)の活用等により、本年夏を目途に2,000社程度を選定・公表する。関係省庁一体で案件発掘を行うなど連携体制を構築し、3年で2,000社程度の支援を目指す。

2. 公表後の支援（1）

①地域経済を牽引する自覚と誇りをもって、より積極的に取り組むことを後押し

- 期待を認識して頂くため、「地域未来牽引企業」選定証を交付。
- 地域牽引企業を象徴するロゴを作成し、その使用権を付与。

②様々な主体が選定企業を把握し、徹底支援する環境を整備

- 関係省庁へ選定企業を周知し、強力に支援することを要請。
- 地元自治体や各種支援機関（地域金融機関、商工団体、公設試等）に対して、選定趣旨や選定企業への期待を周知し、支援を要請。

2. 公表後の支援（2）

③様々な取組を支援する体制を構築

- 選定企業からの相談や問い合わせに一元的に即応するため各経済産業局にワンストップ相談窓口「地域未来投資促進室」を設置する。
また、室内に都道府県別担当者である「地域未来コンシェルジュ」を配置する。
- 地域未来投資促進法の計画承認を受けた事業者への新たな補助制度（中小企業と連携して行う設備投資への補助）や政府系金融機関による融資制度を創設する等、支援措置を大幅に拡充。
- 「地域未来牽引企業サミット」を開催し、選定証の授与式をはじめ、地域未来牽引企業をお披露目し、関係者による協働の契機とすべく開催。
- 様々な支援施策や他の事業者の善良な取組事例などを掲載したメールマガジンの発信

お問合せ先

● 法律や制度全体についてのお問合せ

経済産業省 地域経済産業グループ 地域未来投資促進室 TEL : 03-3501-0645

● 基本計画の申請、事業計画の申請、各種支援措置等についてのお問合せ

最寄りの経済産業局等で御相談に応じています。

- 北海道経済産業局 地域未来投資促進室（総務企画部企画調査課内） TEL : 011-709-1776
- 東北経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部地域経済課内） TEL : 022-221-4876
- 関東経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部企業立地支援課内） TEL : 048-600-0272
- 中部経済産業局 地域未来投資促進室
 - 東海担当（地域経済部地域振興課内） TEL : 052-951-2716
 - 北陸担当（電力・ガス事業北陸支局地域経済課内） TEL : 076-432-5518
- 近畿経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部地域開発室内） TEL : 06-6966-6012
- 中国経済産業局 地域未来投資促進室（産業部産業振興課内） TEL : 082-224-5638
- 四国経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部新規事業室内） TEL : 087-811-8516
- 九州経済産業局 地域未来投資促進室（地域経済部企業支援課内） TEL : 092-482-5435
- 内閣府沖縄総合事務局 地域未来投資促進室（経済産業部企画振興課内） TEL : 098-866-1727

<参考>

地域未来投資促進法サイト

http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

各経済産業局 地域未来投資促進室における地域未来コンシェルジュ (各都道府県担当)

担当局	都道府県	氏名	連絡先	
北海道経済産業局	北海道	畔木 智己	011-709-1776	
		新関 靖人		
		高橋 俊弘		
東北経済産業局	青森県	大場 朝明	022-221-4927	
		長内 恭一	022-221-4803	
		秋元 一孝	022-221-4806	
	岩手県	中村 光一	022-221-4806	
		後藤 英之	022-221-4895	
		五戸 美智	022-221-4813	
	宮城県	成田 早霧	022-221-4917	
		的場 透	022-221-4863	
		谷尻 智恵子	022-221-4934	
	秋田県	志賀 信浩	022-221-4869	
		大久保 真	022-221-4863	
		三浦 清実	022-221-4927	
	山形県	平山 巖雄	022-221-4927	
		安藤 智宏	022-221-4906	
		畠山 淳一	022-221-4907	
	福島県	石川 俊介	022-221-4813	
		五十嵐 圭介	022-221-4882	
		氏家 武彦	022-221-4941	
	関東経済産業局	茨城県	吉田 誠	048-600-0268
			渡邊 亨	048-600-0268
		栃木県	吉田 誠	048-600-0268
清水 雅之			048-600-0268	
群馬県		吉田 誠	048-600-0268	
埼玉県		村山 聡	048-600-0295	
		宮寺 透友	048-600-0295	
千葉県		吉田 誠	048-600-0268	
東京都		村山 聡	048-600-0295	
神奈川県		杉原 総一郎	048-600-0295	
山梨県		麻生 浩司	048-600-0258	
新潟県		麻生 浩司	048-600-0258	
長野県		麻生 浩司	048-600-0258	
静岡県		麻生 浩司	048-600-0258	
中部経済産業局		岐阜県	嶋田 明彦	052-951-2716
		愛知県	伊野 恵理	
		三重県	森田 真史	076-432-5518
		富山県	北野 聡史	
	石川県	藤吉 健二		

近畿経済産業局	福井県	田口 一江	06-6966-6012
		谷原 秀昭	
	滋賀県	田口 一江	
		谷原 秀昭	
	京都府	田口 一江	
		外山 泰	
	大阪府	田口 一江	
		金田 重宏	
	兵庫県	田口 一江	
		渡邊 朋子	
	奈良県	田口 一江	
		浅田 悟	
和歌山県	田口 一江		
	浅田 悟		
中国経済産業局	鳥取県	久保田 旭	082-224-5638
		信岡 孝史	082-224-5626
	島根県	久保田 旭	082-224-5638
		上田 斉	082-224-5615
	岡山県	中谷 大祐	082-224-5638
		岡田 健	082-224-5713
	広島県	中村 崇	082-224-5638
		松林 裕子	082-224-5684
	山口県	中村 崇	082-224-5638
		佐渡 克利	082-224-5638

四国経済産業局	徳島県	石山 武志	087-811-8516
	香川県	松岡 正晃	
	愛媛県	石山 武志	
	高知県	松岡 正晃	
九州経済産業局	福岡県	平田 実	092-482-5575
		砂入 成章	092-482-5511
		池部 素子	092-482-5435
		西田 健太郎	092-482-5405
		井手 公康	092-482-5455
		石津 聡	092-482-5491
	佐賀県	野尻 純一郎	092-482-5942
		細川 貴文	092-482-5443
	長崎県	柳島 一清	092-482-5508
		西原 和宏	092-482-5399
	熊本県	山田 英樹	092-482-5499
		岡田 竜太郎	092-482-5499
		今村 芳仁	092-482-5426
		金子 千夏	092-482-5414
	大分県	和田 伸夫	092-482-5504
		山本 恵一郎	092-482-5461
宮崎県	黒木 肇	092-482-5448	
	井澤 拓也	092-482-5418	
鹿児島	竹内 一雄	092-482-5574	
	鎌田 幸宏	092-482-5442	
内閣府沖縄総合事務局	沖縄県	宮平 勉	098-866-1727
		大城 敦史	